

【民法】

受験番号		氏 名	
Aは、Bに対して、履行期を2025年8月5日とする500万円の貸金債権（以下「α債権」という）を有している。しかし、α債権の履行期が到来したにもかかわらず、Bはα債権の弁済をしていない。そこで、AがBの資産状態を詳細に調べたところ、以下の①から⑤の事実が判明した。①BはAのほかに多数の債権者に対して金銭債務を負っており、負債総額は約7000万円である。②Bは、Cとの間で、2025年6月1日、B所有の中古自動車甲を代金500万円で売却する旨の契約を締結しており、中古自動車甲はBからCに引き渡されているが、500万円の売買代金債権（以下「β債権」という）については、履行期が到来しているにもかかわらず、未だ弁済されていない。③Bは土地乙及び建物丙を所有しているが、これらの不動産には、α債権よりも前に発生している他の債権（総額約4000万円）を担保するために抵当権が設定されており、剰余価値がない。④Bは、土地乙及び建物丙以外に不動産を所有しておらず、資産価値のある動産も所有していない。⑤Bが有している現金、預金及び貯金の額は、合計しても100万円ほどしかない。 Aは、Bに対して、Cにβ債権の履行請求をするよう求めたが、Bは、現在に至るまで、Cに対して、β債権の履行を請求せずにいる。なお、自動車甲には、Cに引き渡される前からBの運転に起因するエンジンの欠陥があったため、自動車甲は契約の内容に適合しないものである。 以上の事実関係において、Aは、Bに代わって、Cに対してβ債権の履行を請求し、それによってα債権を回収することができるかを論じなさい。			